

高島市附属機関設置条例（平成26年高島市条例第4号） 抜粋

（趣旨）

第1条 この条例は、法律もしくはこれに基づく政令または他の条例に定めるもののほか、地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項に規定する附属機関（以下「附属機関」という。）の設置について必要な事項を定めるものとする。

（附属機関の設置および担当事務等）

第2条 市長および教育委員会（以下「市長等」という。）に附属機関を置き、その名称、担任する事務、委員の数および任期は、別表に定めるとおりとする。

2 附属機関の委員は、学識経験のある者その他それぞれの附属機関が担任する事務に応じて市長等が適当と認める者のうちから、市長等が委嘱し、または任命する。

（専門委員等）

第3条 附属機関に、市長等が定めるところにより、専門委員その他の臨時の委員を置くことができる。

（部会等）

第4条 附属機関に、市長等が定めるところにより、部会その他の合議制の組織を置くことができる。

（その他）

第5条 この条例に定めるもののほか、附属機関の組織、運営その他必要な事項は、規則または教育委員会規則で定める。

別表（第2条関係）

1 市長の附属機関

名称	担任する事務	委員の数	委員の任期
高島市環境センターダイオキシン類濃度の基準超過に関する第三者調査委員会	高島市環境センター（以下「センター」という。）から排出されるばいじんを大阪湾広域臨海環境整備センターの受入基準に反して搬入した事案について調査審議するとともに、センターの管理運営における是正措置、再発防止等に関して市長に意見を述べること。	5人以内	当該諮問に係る調査審議が終了するまでの期間

高島市特別職の職員で非常勤のもの報酬および費用弁償等に関する条例  
(平成17年高島市条例第39号) 抜粋

(趣旨)

第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第203条の2第4項の規定に基づき、特別職の職員で非常勤のもの（以下「特別職の職員」という。）に対する報酬および費用弁償の額ならびにその支給方法に関し必要な事項を定めるものとする。

(報酬の額)

第2条 特別職の職員の報酬の額は、別表第1に定めるとおりとする。

(費用弁償)

第3条 特別職の職員が公務のため旅行したときは、費用弁償として旅費を支給し、その額は、別表第2に定めるとおりとする。

2 費用弁償の支給方法は、一般職の職員に対する旅費支給の例による。

(委任)

第4条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

別表第1（第2条関係）

区分	報酬の額
高島市環境センターダイオキシン類濃度の基準超過に関する第三者調査委員会委員	日額 14,000円

別表第2（第3条関係）

区分	旅費の額
高島市環境センターダイオキシン類濃度の基準超過に関する第三者調査委員会委員	高島市職員の旅費に関する条例（平成17年高島市条例第47号）による職員の旅費の相当額